



お知らせ⑨

個人番号（マイナンバー）・法人番号ご呈示のお願い

平成 28 年 1 月から「マイナンバー制度」（社会保障・税番号制度）がスタートし、当金庫でも税の手続きなどで各種法定調書等に個人番号（マイナンバー）・法人番号を記載することが義務づけられています。つきましては、下記のお取引の際は個人番号（マイナンバー）・法人番号のご呈示が必要となりますのでご協力くださいませうお願いいたします。

個人のお客さま	法人のお客さま
ご呈示が必要な主なお取引 ● 公共債 ● マル優、マル特 ● 財形年金、財形住宅 ● 出資金 等	ご呈示が必要な主なお取引 ● 定期預金、通知預金、定期積金 ● 公共債 ● 出資金 等
個人番号（マイナンバー）をご提示いただく場合、本人確認として、「番号確認」と「身元（実在）確認」の 2 つの確認が必要となります。	法人番号をご提示いただく場合の確認書類
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>「個人番号カード」をご提示の場合</p>  <p>個人番号カードのみの提示で結構です。 個人番号カードで番号確認と身元（実在）確認を行います。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>「通知カード」または「住民票（個人番号付き）」をご提示の場合</p>  <p>写真付き本人確認書類（運転免許証、パスポート等）もご提示ください（通知カード等で番号確認、写真付き本人確認書類で身元（実在）確認を行います）。 ※ 写真付き本人確認書類のご提示が困難な場合、健康保険の被保険者証と年金手帳など 2 つ以上の本人確認書類をご提示ください。</p> </div> </div>	<p>下記 (1)～(3) のいずれか</p> <p>(1) 法人番号指定通知書（発行後 6 か月以内のもの）</p> <p>(2) 法人番号指定通知書（発行が 6 か月超のもの）+ 法人確認書類※</p> <p>(3) 国税庁 Web サイトからの法人番号印刷書類（発行後 6 か月以内のもの）+ 法人確認書類※</p> <p>※ 法人確認書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登記事項証明書（発行後 6 か月以内のもの） ● 印鑑証明書（発行後 6 か月以内のもの） ● 税金の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書（領収日付または発行年月日が 6 か月以内のもの）

お客さまからの居住地国等のご申告・お届出について

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するため、日本を含む各国の税務当局は自国の納税義務者が他国に有している金融口座情報を入手するための取組みを進めております。このような国際的な流れを受け、金融機関では、お客さまのお取引開始時に、お客さまが「米国税法上の納税義務者に該当するか」「お客さまが居住者として租税を課される国（居住地国）はどこか」について、お客さまからのご申告・お届出により確認させていただいたうえで、国外・国内の法律等に基づき、必要に応じて税務当局へ報告することが義務づけられています（下表をご参照ください）。ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

	FATCA に基づくご申告	実特法に基づくお届出
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国口座税務コンプライアンス法（米税法）Foreign Account Tax Compliance Act（略称：FATCA） ● 「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」（日米間の取決め） 	<p>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の「特例等に関する法律」（略称：実特法）（国内法）※</p> <p>※ 各国の税務当局が非居住者に係る金融口座情報を金融機関からの報告により取得し、互いに情報提供を行うための「共通報告基準（CRS）」という国際的な枠組みを実施するために実特法が改正され、必要な規定が整備されました。現在、日本を含む 100 以上の国・地域が共通報告基準に従った情報交換を開始することを表明しています。</p>
適用開始日	平成 26 年 7 月 1 日～	平成 29 年 1 月 1 日～
確認方法	お客さまからの申告、書面（当金庫所定の様式）による申告・お届出および口座開設時にご提出・ご提示いただく書類により確認させていただきます。	
報告対象に該当する場合	米国の納税義務者等に該当する場合、米国納税者番号等をご申告いただき、お客さまの金融口座情報等を米国内国歳入庁へ報告させていただくことについて、書面によりご同意いただくこととなります。	お届出いただいた居住地国が国税庁と金融口座情報の自動的交換に関する租税条約等を締結している国のうち一定のものに該当する場合、お客さまの金融口座情報等を国税庁へ報告させていただくこととなります。
金融口座情報等の報告先	当金庫から米国内国歳入庁へ報告	当金庫から国税庁へ報告 ※ お客さまの金融口座情報等は、国税庁からお客さまの居住地国の税務当局へ提供されることとなります。
ご協力いただけない場合の取扱	米国内国歳入庁への報告についてご同意いただけない場合には、原則として、口座を開設いただくことができません。	

「休眠預金活用法」に関するお知らせ 長い間、お取引のない預金等はありませんか？

平成 30 年 1 月より、「休眠預金等活用法」が施行されました。平成 21 年 1 月 1 日以降のお取引から 10 年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

- 休眠預金等となった後も、引き続きお取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。
- 休眠預金等の有無、引出し手続き等の詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせください。
- 通帳やキャッシュカードの所在、金融機関にお届けの住所や電話番号に変更がないか、再度確認ください。

休眠預金等に関する各種情報はこちら

休眠預金等の引出し手続きなどについて

金融庁：<http://www.fsa.go.jp>

休眠預金等の民間公益活動への活用などについて

内閣府（休眠預金等活用担当室）：

http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

※ 当金庫の休眠預金等のお取扱いについては、当金庫のホームページでご確認ください。

当金庫ホームページ：<https://www.shinkin.co.jp/obama/>

お客さま本位の業務運営に係る基本方針

当金庫は、資産運用、資産形成におけるお客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を実現するため、次のとおり基本方針を定め、その取組状況を定期的に公表し、お客さま本位の業務運営に取り組んでまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求
 - 当金庫の商品・サービスの他、職員の知識・経験を結集し、多様化するお客さまのニーズにお応えしてまいります。
 - 運用商品のご提供にとどまらず、次世代への資産継承も見据えながら、中長期的な安定的資産形成に向け、お客さまの資産を有効に活用できる金融サービスを提供してまいります。
2. 重要な情報のわかりやすい提供
 - お客さまの知識、経験、財産の状況およびお取引の目的に併せ、別に公表しております「金融商品に係る勧誘方針」に基づき、勧誘の適正の確保を図り、わかりやすく丁寧にご説明してまいります。
 - 手数料等の透明性向上を図り、お客さまへわかりやすく丁寧にご説明してまいります。
 - 市場動向やお客さまの運用状況等を踏まえ、丁寧なアフターフォローを行ってまいります。
3. お客さまにふさわしいサービスの提供
 - お客さまの知識・経験・財産の状況およびお取引の目的に照らし、適切な商品をご提案してまいります。
 - お客さまの利益を保護するとともに、信頼を向上させるため、別に公表しております「利益相反管理方針」に基づき、商品の選択によりお客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に管理してまいります。
4. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等
 - お客さまの利益およびニーズに資する営業活動および取組内容を評価するために、営業店の業績評価体系にも反映させてまいります。
 - 多様化するお客さまニーズに対応し、お客さまと信頼関係を構築するため、研修を実施するなど、継続的に職員の能力開発を図り販売体制を構築してまいります。